

女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

(令和2年9月4日公表)

①【女性職員の採用割合】

基準 【平成31年4月1日】	一般事務職	合計 (正規職員)
採用した女性職員の割合	45.5%	45.5%

※ 市議会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局・農業委員会事務局及び教育委員会事務局への出向職員含む。

②【継続勤務年数の男女差】

基準 【平成31年4月1日】	継続勤務年数平均 (正規職員)
男性職員	①20.3年
女性職員	②15.3年

※ 市議会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局・農業委員会事務局及び教育委員会事務局への出向職員含む。

③【超過勤務の状況】

基準 【平成30年度】	月平均
平均超過勤務時間	16時間

※ 市議会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局・公平委員会事務局・農業委員会事務局及び教育委員会事務局への出向職員含む。

④【管理職の女性割合】

基準 【平成31年4月1日】	女性管理職の割合（正規職員）
	8.2%

※ 市議会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局・農業委員会事務局及び教育委員会事務局への出向職員含む。

⑤【各役職段階の職員の女性割合】

基準 【平成31年4月1日】	正規職員			
	部長級 割合	部次長級 割合	課長級 割合	係長級 割合
役職階層に占める 女性職員の割合	9.1%	0%	8.3%	25.0%

※ 市議会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局・農業委員会事務局及び教育委員会事務局の職員含む。

⑥【男女別の育児休業取得率】

基準 【平成30年度】	正規職員			
	一般事務職	保健師	保育士	育児休業 取得率
男性職員 (正規職員)	0%	—	0%	0%
女性職員 (正規職員)	100%	100%	100%	100%

※ 市議会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局・公平委員会事務局・農業委員会事務局及び教育委員会事務局への出向職員含む。

⑦【男性の配偶者出産休暇等の取得率】

基準 【H31.4.1~R2.3.31】	出産休暇取得率
男性職員 (正規職員)	66.7%

※ 市議会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局・農業委員会事務局及び教育委員会事務局への出向職員含む。